

刈払機取扱い安全講習

草刈りの依頼が殺到して
人手が足りません
資格が取得できます



受講料無料!!

開催日時	令和7年9月26日(金) 9時30分～17時00分		
講習会場	珠洲市ふれあいの里 健康増進センター 珠洲市飯田町5部9番地		
募集定員	10名	※受講者は選考により決定します(先着順ではありません)	
受講料	無料	※会場までの交通費は各自でご負担ください	
受講対象者	①石川県内在住の60歳(令和8年3月31日時点)以上の方 ②シルバー会員の方で、新たに草刈りのお仕事を希望される方 ③シルバー会員の方で、昨年度一年間シルバーでお仕事をしていない方		
申込締切日	9月5日(金) 必着 選考結果は申込締切後の概ね1週間後に書面で通知します。		
申込方法	各市町にありますシルバー人材センターに備え付けの受講申込書又は石川県シルバー人材センター連合会のホームページからダウンロードした受講申込書に必要事項をご記入の上、お住まいの地域にあるシルバー人材センターまでお申し込みください。		
申し込み先	珠洲市シルバー 0768-82-6886	輪島市シルバー 0768-23-8033	
	能登町シルバー 0768-62-4688	穴水町シルバー 0768-52-4680	
問い合わせ先	公益社団法人 石川県シルバー人材センター連合会 TEL 076-222-4680		

必ず裏面もお読みください

【必ずお読みください】

- この講習会は、高齢者の就業を目的としており、シルバー人材センターに入会してお仕事を希望される方、又はシルバー人材センターの会員で、新たに『草刈り』のお仕事を希望される方のための講習です。
- 趣味を目的とする受講はできません。
- この「刈払機取扱い安全講習」は、労働安全衛生法に定める「安全衛生教育」です。
- 修了証を交付するため、受講申込書のほかに、厚生労働大臣が指定する安全衛生教育実施機関所定の申込書も別途、提出していただきます。

刈払機取扱い安全講習のカリキュラム

I. 学科教育

科目	範囲
1. 刈払機に関する知識	(1) 刈払機の構造及び機能の概要 (2) 刈払機の選定
2. 刈払機を使用する作業に関する知識	(1) 作業計画の作成等 (2) 刈払機の手配 (3) 作業の方法
3. 刈払機の点検及び整備に関する知識	(1) 刈払機の点検・整備 (2) 刈刃の目立て
4. 振動障害及びその予防に関する知識	(1) 振動障害の原因及び症状 (2) 振動障害の予防措置
5. 関係法令	(1) 労働安全衛生関係法令中の関係条項及び関係通達中の関係事項等

II. 実技教育

科目	範囲
1. 刈払機の作業等	(1) 刈払機の手配 (2) 作業の方法 (3) 刈払機の点検・整備の方法等

※実技教育は、実際に草刈り作業をするものではありません

—講習会当日の持ち物— ○運転免許証又はマイナンバーカード ※本人確認のため ○筆記用具 ○認印（シャチハタ可） ○昼食 ○お茶などの飲み物 ○感染予防のマスク ※必要な方のみ	—講習会当日の服装— ○作業服や運動服など動きやすいもの ○履き物は運動靴など動きやすく滑りにくいもの
---	---

シルバー人材センターでは、登録会員を募集しています

『みつかる』 仲間がみつかる 喜びがみつかる 生きがいが見つかる
『つながる』 人とつながる 地域とつながる
『かがやく』 自分がかがやく

石川県シルバー人材センター連合会のホームページは
こちらからご覧いただけます

